

## 利殖勧誘事犯に悪用されないためのお願い

### 1 現状について

#### ◆ 利殖勧誘事犯の深刻な被害が後を絶ちません！

利殖勧誘事犯とは、未公開株、社債、ファンド、外国通貨等の取引やこれら投資被害の救済を仮装し、金を集める悪質商法をいい、高齢者が狙われるなど、深刻な被害が後を絶ちません。

#### ◆ 利殖勧誘事犯の犯人が電話受付代行業等を悪用しています！

利殖勧誘事犯においては、都会に事務所があるように装って、被害者である顧客や金融機関を信用させるために、電話受付代行業や電話転送サービス業、郵便物受取サービス業等のいわゆる「バーチャルオフィス」を、郵便、電話等による連絡先として、又は被害者の取引の相手方となる法人の所在地として悪用しています。

### 2 事業者の皆様へのお願い

#### ◆ 解約要請にご協力を！

警察では、利殖勧誘事犯等の犯罪に、皆様が提供するサービスが悪用されている疑いを認めた場合、皆様に対して契約状況等について照会し、契約事実が確認できれば、被害拡大防止のため、契約の解除（解約）要請を行うこととしています。警察からの解約要請にご理解、ご協力をお願いいたします。

#### ◆ 解約規定の整備を！

契約相手の犯罪利用が判明した場合の適切な解約手続を進めるため、相手と交わす契約書等に、「顧客が法令に違反した場合又は公序良俗に反する行為をした場合等において、事業者の判断により利用停止又は解約をすることができる」旨の規定を定めていない事業者の皆様には、速やかにこうした規定を契約内容に盛り込んでいただくようお願いいたします。

#### ◆ 犯罪捜査にご協力を！

利殖勧誘事犯の犯人は、自分に捜査の手が及ばないよう、契約申込者に第三者を利用したり、本人確認書類に偽造した運転免許証のコピー等を使用しています。引き続き、警察からの照会や聞き込みにご協力をお願いいたします。また、契約に際し、法律上の本人確認義務を履行するのはもとより、契約者と申込者との関係や利用目的、本人確認書類の真偽等もよく確認していただくほか、契約相手に対する苦情や問い合わせなど、犯罪に利用されている疑いが認められた際は、直ちに最寄りの警察へ連絡していただくようお願いいたします。

担当 警察庁生活安全局 生活経済対策管理官付経済係
---------------------------------